

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書(18)

平成30年3月14日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代


被告指定代理人 坂 本 康 博 代


檉 野 一 穂 代

西 門 純 平 代

鈴 木 和 孝 代


飛 田 由 華 代

帆 足 智 典 代

鈴 木 優 香 子 代

望 月 一 輝 代

原 田 剛 代

信	藤	竜	治	
玉	井	秀	幸	
松	村	理	紗	
高	橋	正	史	 代
小	林		勝	 代
小	川	哲	兵	 代
大	城	朝	久	 代
矢	野		諭	 代
仲	村	淳	一	 代
森	川	久	範	 代
海	田	孝	明	 代
熊	谷	和	宣	 代
井	藤	志	暢	 代
大	野	佳	史	 代
種	田	浩	司	 代
豊	島	広	史	 代
谷	川	泰	淳	 代
羽	田	野	誉	 代

小野祐	二		代
西崎崇	徳		代
小山田	巧		代
荒川一郎	一		代
中川	淳		代
止野友博	友		代
木原昌二	昌		代
山田創平	創		代
片野孝幸	孝		代
村上	玄		代
照井裕之	裕		代
岡本	肇		代
正岡秀章	秀		代
皆川隆一	隆		代
角谷愉貴	愉		代
田尻知之	知		代
大塚恭弘	恭		代
大浅田	薰		代

岩 田 順 一  代

鈴 木 健 之  代

三 井 勝 仁  代

佐 藤 秀 幸  代

永 井 悟  代

佐 藤 雄 一  代

藤 原 弘 成  代

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第92号証	実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について (原子力規制委員会)	写	H29. 11. 8 改訂	実用発電用原子炉に係る新規性基準の考え方等
乙第93号証	玄海原子力発電所 地震について (抜粋) (九州電力)	写	H28. 9. 16	九州電力による玄海原子力発電所に関する検討用地震の選定方法等
乙第94号証	関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉に対する発電用原子炉設置変更許可について (案) (抜粋) (原子力規制委員会)	写	H29. 5. 24	原子力規制委員会が、入倉・三宅式(2001)で算出した地震モーメントそのものではなく、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)に基づき“ばらつき”の考慮を行うべきであるとの公募意見に対して、推本レシピを部分的に変更して適用することは科学的見地から合理性のないものであると指摘していること
乙第95号証	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発	写	H29. 12. 27	原子力規制委員会が、地震モーメントを求める入倉・三宅式(2001)に換えて武村

	電用原子炉設置変更許可について (案) (抜粋) (原子力規制委員会)			式を適用するべきであるとの公募意見に対して、推本レシピを部分的に変更して適用することは科学的見地から合理性のないものであると指摘していること
乙第96号証	決定書 (福井地方裁判所平成27年12月24日決定) (福井地方裁判所民事第2部裁判長裁判官林潤ほか)	写	H27.12.24 (裁判所ホームページ掲載)	福井地裁平成27年仮処分決定が異議審で取り消されていること、及び同異議審の決定は、関西電力が、本件各原子炉施設につき、推本レシピ等によって設定したパラメータに基づき基準地震動を策定した過程に関し、その震源断層の長さや各種の震源断層のパラメータを保守的に設定したものであり、基準地震動の策定過程の合理性を否定することはできないと評価していること
乙第97号証	1948年福井地震の震源パラメーター (抜粋) (菊地正幸ほか)	写	H11.6.21	菊地ほか (1999) の内容